

## 民事判決情報の仮名処理の在り方等に関するWG（第2回）

令和3年9月13日（月）

18:00～19:30

弁護士会館17階1703会議室

### 議 事 次 第

- 1 冒頭挨拶等
- 2 民事判決情報を仮名化する根拠の法的整理について
- 3 意見交換

（配布資料）

- 1 民事判決情報の仮名処理の在り方等に関するWG構成員及び出席者（第2回）
- 2 民事判決情報のデータベース化を考える上での視点の整理
- 3 仮名化の要否・範囲・程度の検討に必要となる視点の整理について

参考1 民事判決情報の仮名処理の在り方等に関するWG第3回以降の日程（案）

民事判決情報の仮名処理の在り方等に関するWG  
構成員名簿及び出席者一覧（第2回）

2021年（令和3年）9月13日

◎：WG座長

	構成員	出席者（第2回・9/13）
◎※	山本和彦（一橋大学教授）	山本和彦（一橋大学教授）
	小塚荘一郎（学習院大学教授）	小塚荘一郎（学習院大学教授）
※	小町谷育子（弁護士）	小町谷育子（弁護士）
※	菰田 優（日本弁護士連合会前事務総長）	菰田 優（日本弁護士連合会前事務総長）
	新堂明子（法政大学教授）	新堂明子（法政大学教授）
	高須順一（日弁連法務研究財団常務理事）	高須順一（日弁連法務研究財団常務理事）
※	中原太郎（東京大学教授）	中原太郎（東京大学教授）
※	町村泰貴（成城大学教授）	町村泰貴（成城大学教授）
※	湯淺壘道（明治大学教授）	湯淺壘道（明治大学教授）
※	米村滋人（東京大学教授）	米村滋人（東京大学教授）

	オブザーバー	出席者（第2回・9/13）
	内閣官房	坂本三郎（内閣審議官）
※	法務省	渡邊英夫（法務省司法法制部参事官）
※		脇村真治（法務省民事局参事官）
	最高裁判所事務総局	石井芳明（最高裁判所事務総局総務局第一課長）

	事務局	出席者（第2回・9/13）
	日弁連法務研究財団	大坪和敏（事務局員）
	日本弁護士連合会	藤原靖夫（事務次長）

※ Web 会議システムによる出席者

## 民事判決情報のデータベース化を考える上での視点の整理

## 民事判決情報のデータベース化のニーズ・意義

## ○目的：民間機関の利活用の前提となる民事判決情報の整備・提供

- ・国民に対する紛争発生前の行動規範・紛争発生後の紛争解決指針の提供
- ・紛争解決手続に関するAIの開発等の研究を促進するための基盤を提供
- ・ビッグデータとしての活用可能性の提供

## 法律的観点から検討すべき事項

## ○仮名化事務の合理化及び統一化

①当事者のプライバシー権等の保護されるべき権利利益への配慮

cf.裁判の公開（民事訴訟法における閲覧制度含む。）

- 裁判の公開を踏まえてもなお保護性のある個人の権利利益は何か。
- 民事判決情報を公開した場合の不法行為責任についての理論的整理

## ②個人情報保護法の適用の有無及び隘路

（民事判決情報データベースの「個人情報データベース等」該当性  
要配慮個人情報の取得に関する同意の必要性等）

仮名化の要否・範囲・程度  
仮名化基準の策定

## ③仮名漏れ、仮名過多が生じる可能性

（個別の事情により、仮名化基準による処理が妥当でない場合も含む。）

事後的な是正手段の確保

※ 事業化WG検討事項

- ・大量の民事判決情報の仮名化事務の効率化
- 機械処理による仮名化及び人手による確認作業についての検討

## ○民事判決情報の取得・管理・提供のプロセスの適正化



①裁判所が民事判決情報を全件提供することの正当化根拠（先例性の高い事件等に限定して一般に提供されている現在の取扱いを踏まえた検討）  
情報管理機関による民事判決情報の取得の正当化根拠（情報管理機関のみが包括的に入手できるものとするの当否等）

## ②民事判決情報の適切な管理の必要性

（情報セキュリティ、目的外使用の禁止、従業員の秘密保持義務等）

## ③民事判決情報の適切な提供の必要性

（提供先の恣意的な選別の禁止、費用額を超える価格で販売し収益を得ることの禁止等）

裁判所の民事判決情報の包括的な情報提供の法的根拠の整理  
情報管理機関のみが民事判決情報を包括的に入手できる法的根拠の整理

情報管理機関の適格性（公益性、中立性）  
情報管理機関に対する行為規範の策定  
情報管理機関に対する監督の必要性

## ④利活用機関による不適切利用等のおそれ

利活用機関に対する行為規範の策定

※ 事業化WG検討事項

- ・情報管理機関が裁判所から民事判決を取得し、利活用機関に提供する具体的業務フローの確立
- ・提供システムの在り方や料金体系等についての検討

## 仮名化の要否・範囲・程度の検討に必要な視点の整理について

### 1 総論

当WG第1回において、民事判決情報の仮名化の実情について、複数の機関へのヒアリングを実施した。ヒアリングの結果、いずれの機関においても、訴訟関係人のプライバシー等に配慮して、一定の基準を策定した上で、その基準に従って民事判決情報の仮名化処理を行っており、仮名化の範囲等については、個人の氏名や住所を仮名化する等共通する部分も多く見られたが、その一方で、法人の名称の仮名化の有無等については、各機関で若干の違いもみられた。

当WGでは、今後、仮名化の要否やその範囲・程度について具体的に検討を進めることを予定しているが、まずは、その前提となる検討の視点を整理する必要がある。

### 2 今後の検討の視点

(1) 民事訴訟の判決書には、主文のほか、事実、理由、当事者及び法定代理人等の所定の事項を記載しなければならないこととされている（民事訴訟法253条1項）ことから、情報管理機関が取得する民事判決情報には、当事者の氏名、住所をはじめ訴訟関係人に関する個人情報（個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）2条1項）をはじめ、その私生活や営業等に関する情報が含まれることが不可避である。したがって、情報管理機関において、裁判所から取得した民事判決情報につき仮名化等の措置を講ずることなく、これを第三者の利活用に供することとなれば、これらの情報が第三者にさらされ、訴訟関係人の権利利益が害されるおそれがあり、その保護を図る必要がある。

他方で、憲法82条1項において、裁判の対審及び判決は公開法廷で行う旨が、民事訴訟法91条1項において、何人も、裁判所書記官に対し、訴訟記録の閲覧を請求することができる旨がそれぞれ定められており、民事判決情報の基となる判決書それ自体は、公開のプロセスを経て生成されたもので、誰でもアクセスすることができる情報であることにも留意する必要があるものと思われる。

また、民事判決情報は、紛争当事者だけでなく、国民や社会の全体で共有すべき公共財ともいうべき重要な資産であり、これをデータベース化した上で、広く国民や社会の利用に供することは、①司法の国民に対する透明性を向上させ、②国民に対して紛争発生前の行動規範・紛争発生後の紛争解決指針を示すとともに、③紛争解決手続に関するAIの開発等の研究を推進するための基盤ともなり得るものと考えられる。本PTでは、このような趣旨から、民事判決情報のより一層の適正かつ効果的な利活用に向けて、情報管理機関による民事判決情報の統一的管理・提供の仕組み（本件スキーム）の検討を進めているところであり、このような仕組みを構築することは重要な公益を図るこ

とを目的とするものと考えられる。

以上によれば、情報管理機関において、民事判決情報をデータベース化し、これを第三者の利活用に供するに当たっては、保護されるべき訴訟関係人の権利利益の内実を明らかにした上で、上記の趣旨・目的との調整が適切に図られる必要があり、そのための方策として、例えば、現在の実務のように、一定の仮名化処理を施して第三者に提供したり、一定の類型の事案については第三者に提供しないこととしたりすることが考えられる。上記の諸点を踏まえ、第三者の利活用に供する民事判決情報の仮名化の要否、範囲、程度等について、どのような視点で整理を進めるべきか。

なお、不法行為法に関する判例ではあるが、プライバシーの侵害については、その事実を公表されない法的利益とこれを公表する理由とを比較衡量し、前者が後者に優越する場合に不法行為が成立するものと解され（最判平 6. 2. 8、最判平 15. 3. 14、最判令 2. 10. 9）、名誉毀損については、当該行為が公共の利害に関する事実に係りもつばら公益を図る目的に出た場合において、摘示された事実が真実であることが証明されたときは、その行為は、違法性を欠いて、不法行為にならないと解されており（最判昭 41. 6. 23）、上記の整理の視点として参考になるものと思われる。

- (2) また、上記の趣旨・目的に照らせば、先例性のある事案や社会的に関心の高い事案にとどまらず、より広い範囲の民事判決情報のデータベース化が志向され、大量の民事判決情報が情報管理機関を通じて第三者に提供されることとなることが想定されるが、このような大量の民事判決情報につきその適正な取扱いを確保するためには、上記のような調整を担う情報管理機関について、適格性を担保するための法的な枠組みを整理することも考えられる。なお、この点に関しては、民事判決情報には、個人情報保護法上の個人情報（2条1項）のほか、要配慮個人情報（同条3項）が含まれるものも相当数存在することが予想されることから、仮に情報管理機関が同法上の個人情報取扱事業者（同条5項）としての義務を負うこととなるのであれば（なお、令和2年改正法が令和4年4月1日に施行されることにも注意を要する。）、そのことで本件スキームにどのような影響が生ずるのかといった点についても併せて検討を加える必要があるように思われる。上記の諸点を踏まえ、民事判決情報の適正かつ効果的な利活用を図るための法的な枠組みを検討することについて、どのように考えるか。